

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

平成28年

目 次

議案第 1 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認について……………	1
議案第 2 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認について……………	3
議案第 3 号	平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分の承認について……………	6
議案第 4 号	平成27年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分の承認について……………	18
議案第 5 号	平成28年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の承認について……………	30
議案第 6 号	平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分の承認について……………	42
議案第 7 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認について……………	56
議案第 8 号	市道路線の廃止について……………	57
議案第 9 号	市道路線の認定について……………	62
議案第 10 号	工事請負契約の締結について……………	71
議案第 11 号	工事請負契約の締結について……………	76
議案第 12 号	工事請負契約の変更について……………	80
議案第 13 号	物件供給契約の締結について……………	87
議案第 14 号	指定管理者の指定について……………	91
議案第 15 号	指定管理者の指定について……………	92
議案第 16 号	鎌倉市企業活動拠点整備事業選定委員会条例の制定について……………	93
議案第 17 号	鎌倉市空家等対策協議会条例の制定について……………	95
議案第 18 号	鎌倉市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	97
議案第 19 号	鎌倉市健康増進計画推進委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	99
議案第 20 号	鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	101
議案第 21 号	鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	103
議案第 22 号	鎌倉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	105

議案第 23 号	鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	107
議案第 24 号	平成28年度鎌倉市一般会計補正予算（第2号）	109
議案第 25 号	平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	114
議案第 26 号	平成28年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）	118
報告第 1 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について	121
報告第 2 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について	122
報告第 3 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について	123
報告第 4 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について	124
報告第 5 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について	125
報告第 6 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について	126
報告第 7 号	継続費の逡次繰越しについて	127
報告第 8 号	繰越明許費について	129
報告第 9 号	繰越明許費について	133
報告第 10 号	繰越明許費について	135
報告第 11 号	事故繰越しについて	137

議案第 1 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例
の制定に係る専決処分の承認について

次の鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成28年3月22日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」の項中「84人」を「102人」に改め、同表鎌倉市たまなわ子どもの家「うさぎ」の項中「57人」を「81人」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1 鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」の項の改正規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 2 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の保育料等に関する条例の一部を改正する
条例の制定に係る専決処分の承認について

次の鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成28年4月6日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「本市が設置する保育所（以下「市立保育所」という。）」を「市立保育所」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 市長は、本市が設置する保育所（以下「市立保育所」という。）において保育を受ける保育認定子どもの支給認定保護者等が本市に居住する場合は、当該支給認定保護者等から、別表第1(2)政令第4条第2項又は第3項に掲げる支給認定保護者に係る保育料の表に定める額を徴収する。

別表第1(1)子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項に掲げる支給認定保護者に係る保育料の表備考を次のように改める。

備考

- 1 支給認定保護者が、政令第4条第4項に規定する場合に該当する場合におけるこの表の適用については、2の項中「3,000」とあるのは「0」と、3の項中「16,100」とあるのは「7,550」とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この表の2の項から5の項までに該当する支給認定保護者であって、当該支給認定保護者に係る支給認定子どもが政令第14条第1号に規定する支給認定子どもに該当する場合における当該支給認定子どもに関する保育料はこの表の保育料の額の欄（ ）内の額（前項に該当する場合は同項に定める額に100分の50を乗じた額）とし、政令第14条第2号に規定する支給認定子どもに該当する場合における当該支給認定子どもに関する保育料は無料とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この表の2の項及び3の項に該当する支給認定保護者であって、当該支給認定保護者に係る支給認定子どもが政令第14条の2第1項第1号に規定する支給認定子どもに該当する場合においては、当該支給認定子どもに関する保育料はこの表の保育料の額の欄（ ）内の額（当該支給認定保護者が同条第3項に規定する場合に該当する場合においては無料）とし、政令第14条の2第1項第2号に規定する支給認定子どもに該当する場合においては、当該支給認定子どもに関する保育料は無料とする。

別表第1(2)政令第4条第2項又は第3項に掲げる支給認定保護者に係る保育料の表6の項中「7,450)」を「(7,450)」に改め、同表備考3を次のように改める。

- 3 支給認定保護者が政令第4条第4項に規定する場合に該当する場合であって、当該支給認定保護者の同条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるときにおけるこの表の3の項から6の項までの適用については、当該支給認定保護者の支給認定子どもに関する保育料は、この表の保育料の額の欄（ ）内の額とする。

別表第1(2)政令第4条第2項又は第3項に掲げる支給認定保護者に係る保育料の表中備考4を備考7とし、同表備考3の次に次のように加える

- 4 前項の規定にかかわらず、この表の3の項から19の項までに該当する支給認定保護者に係る政令第14条第1号に規定する支給認定子どもに関する保育料は、この表の保育料の額の欄()内の額(前項に該当する場合は同項に定める額に100分の50を乗じた額)とし、同条第2号に規定する支給認定子どもに関する保育料は、無料とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、この表の3の項から5の項までに該当する支給認定保護者(当該支給認定保護者の政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額が57,700円未満であるときに限る。)に係る政令第14条の2第1項第1号に規定する支給認定子どもに関する保育料はこの表の保育料の額の欄()内の額とし、同条第1項第2号に規定する支給認定子どもに関する保育料は無料とする。
- 6 前3項の規定にかかわらず、この表の3の項から6の項までに該当する支給認定保護者(当該支給認定保護者の政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合に限る。)が政令第14条の2第3項に該当する場合における当該支給認定保護者に係る政令第14条の2第1項第1号及び第2号に規定する支給認定子どもに関する保育料は、無料とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は、適用日以後に受ける特定教育・保育等(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第3号に規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。)に係る保育料について適用し、適用日前に受けた特定教育・保育等に係る保育料は、なお従前の例による。

議案第 3 号

平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第9号）
に係る専決処分の承認について

次の平成27年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成28年3月22日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成27年度鎌倉市一般会計
補正予算（第9号）

平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,597,655千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
75	繰入金	694,310	202	694,512
	5 基金繰入金	615,886	202	616,088
	歳入合計	62,597,453	202	62,597,655

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,658,282	202	8,658,484
	5 総務管理費	7,069,245	202	7,069,447
	歳 出 合 計	62,597,453	202	62,597,655

平成27年度鎌倉市一般会計歳入歳出
補正予算（第9号）事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
75 繰入金	694,310	202	694,512
歳入合計	62,597,453	202	62,597,655

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費	千円 8,658,282	千円 202	千円 8,658,484
歳 出 合 計	62,597,453	202	62,597,655

補正額の財源内訳			
特	定	財源	
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
			202
0	0	0	202

2 歳 入

75款 繰入金

202千円

5項 基金繰入金

202千円

目	補正前の額	補 正 額	計
5 財政調整基金繰入金	千円 1,966	千円 202	千円 2,168
計	615,886	202	616,088

節		説	明
区 分	金 額		
5 財政調整基金 繰入金	千円 202	○財政調整基金繰入金	千円 202

3 歳 出

10款 総務費

202千円

5項 総務管理費

202千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
20 財産管理費	千円 2,126,011	千円 202	千円 2,126,213	千円	千円	千円	千円 202
計	7,069,245	202	7,069,447	0	0	0	202

節		説明	
区分	金額		
28 繰出金	千円 202	○行財政運営 公共用地先行取得事業特別会計繰出金	千円 202 202

議案第 4 号

平成27年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算
(第1号)に係る専決処分の承認について

次の平成27年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成28年3月22日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成27年度鎌倉市公共用地先行取得事業
特別会計補正予算（第1号）

平成27年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ498,302千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	繰入金	362,891	202	363,093
	5 他会計繰入金	362,891	202	363,093
	歳入合計	498,100	202	498,302

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	公債費	368,022	202	368,224
	5 公債費	368,022	202	368,224
	歳 出 合 計	498,100	202	498,302

平成27年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計
歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 繰入金	362,891	202	363,093
歳入合計	498,100	202	498,302

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
10 公債費	千円 368,022	千円 202	千円 368,224
歳 出 合 計	498,100	202	498,302

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
			202
0	0	0	202

2 歳 入

5 款 繰入金

202千円

5 項 他会計繰入金

202千円

目	補正前の額	補 正 額	計
5 一般会計繰入金	千円 362,891	千円 202	千円 363,093
計	362,891	202	363,093

節		説	明
区 分	金 額		
5 一般会計繰入金	千円 202	○一般会計繰入金	千円 202

3 歳 出

10款 公債費

202千円

5項 公債費

202千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 利子	千円 18,300	千円 202	千円 18,502	千円	千円	千円	千円 202
計	368,022	202	368,224	0	0	0	202

節		説明	
区分	金額		
23 償還金、利子 及び割引料	千円 202	○行財政運営 支払利子	千円 202 202

議案第 5 号

平成28年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）
に係る専決処分の承認について

次の平成28年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成28年5月18日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成28年度鎌倉市一般会計
補正予算（第1号）

平成28年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ601,460千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,384,660千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
75	繰入金	2,009,933	601,460	2,611,393
	5 基金繰入金	2,007,933	601,460	2,609,393
	歳入合計	60,783,200	601,460	61,384,660

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
45	土木費	7,594,491	601,460	8,195,951
	20 都市計画費	5,001,114	601,460	5,602,574
	歳 出 合 計	60,783,200	601,460	61,384,660

平成28年度鎌倉市一般会計歳入歳出
補正予算（第1号）事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
75 繰入金	2,009,933	601,460	2,611,393
歳入合計	60,783,200	601,460	61,384,660

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
45 土木費	千円 7,594,491	千円 601,460	千円 8,195,951
歳 出 合 計	60,783,200	601,460	61,384,660

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			601,460
0	0	0	601,460

2 歳 入

75款 繰入金

601,460千円

5項 基金繰入金

601,460千円

目	補正前の額	補正額	計
5 財政調整基金繰入金	千円 1,737,310	千円 601,460	千円 2,338,770
計	2,007,933	601,460	2,609,393

節		説	明
区 分	金 額		
5 財政調整基金 繰入金	千円 601,460	○財政調整基金繰入金	千円 601,460

7 5 款 繰入金

3 歳 出

45款 土木費

601,460千円

20項 都市計画費

601,460千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 公共下水道 費	千円 2,401,600	千円 601,460	千円 3,003,060	千円	千円	千円	千円 601,460
計	5,001,114	601,460	5,602,574	0	0	0	601,460

節		説	明
区 分	金 額		
28 繰出金	千円 601,460	○下水道の整備・管理	千円 601,460
		下水道事業特別会計繰出金	601,460

議案第 6 号

平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算
(第1号)に係る専決処分の承認について

次の平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成28年5月18日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成28年度鎌倉市下水道事業
特別会計補正予算（第1号）

平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ610,960千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,585,560千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
25	繰入金	2,401,600	601,460	3,003,060
	5 他会計繰入金	2,401,600	601,460	3,003,060
40	市債	2,203,600	9,500	2,213,100
	5 市債	2,203,600	9,500	2,213,100
	歳入合計	7,974,600	610,960	8,585,560

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	1,940,721	586,460	2,527,181
	5 下水道総務費	1,940,721	586,460	2,527,181
10	事業費	1,733,789	24,500	1,758,289
	5 下水道整備費	1,733,789	24,500	1,758,289
	歳 出 合 計	7,974,600	610,960	8,585,560

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 2,203,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 2,213,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計
歳入歳出補正予算(第1号)事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
25 繰入金	2,401,600	601,460	3,003,060
40 市債	2,203,600	9,500	2,213,100
歳入合計	7,974,600	610,960	8,585,560

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費	千円 1,940,721	千円 586,460	千円 2,527,181
10 事業費	1,733,789	24,500	1,758,289
歳 出 合 計	7,974,600	610,960	8,585,560

補正額の財源内訳			
特 定	財		一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			586,460
	9,500		15,000
0	9,500	0	601,460

2 歳 入

25款 繰入金

601,460千円

5項 他会計繰入金

601,460千円

目	補正前の額	補正額	計
5 一般会計繰入金	千円 2,401,600	千円 601,460	千円 3,003,060
計	2,401,600	601,460	3,003,060

40款 市債

9,500千円

5項 市債

9,500千円

5 準公営企業債	2,203,600	9,500	2,213,100
計	2,203,600	9,500	2,213,100

節		説	明
区 分	金 額		
5 一般会計繰入金	千円 601,460	○一般会計繰入金	千円 601,460

5 下水道事業債	9,500	○下水道事業債	9,500

3 歳 出

5款 総務費

586,460千円

5項 下水道総務費

586,460千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 排水施設管理費	千円 247,438	千円 586,460	千円 833,898	千円	千円	千円	千円 586,460
計	1,940,721	586,460	2,527,181	0	0	0	586,460

節		説	明
区 分	金 額		
8 報償費	千円 50	○下水道の整備・管理 管渠維持管理費	千円 586,460
11 需用費	467,000		586,460
13 委託料	118,510		
18 備品購入費	900		

10款 事業費

24,500千円

5項 下水道整備費

24,500千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 排水施設費	千円 498,491	千円 24,500	千円 522,991	千円	千円 9,500	千円	千円 15,000
計	1,733,789	24,500	1,758,289	0	9,500	0	15,000

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	千円 24,500	○下水道の整備・管理	千円 24,500
		汚水排水施設整備事業	24,500

議案第 7 号



緑地管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認について

平成28年4月18日、鎌倉市鎌倉山一丁目16番46号先路上において発生した緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 793,184円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成28年5月27日 |

議案第 8 号

市道路線の廃止について

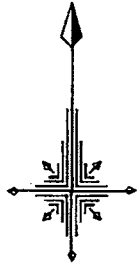
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

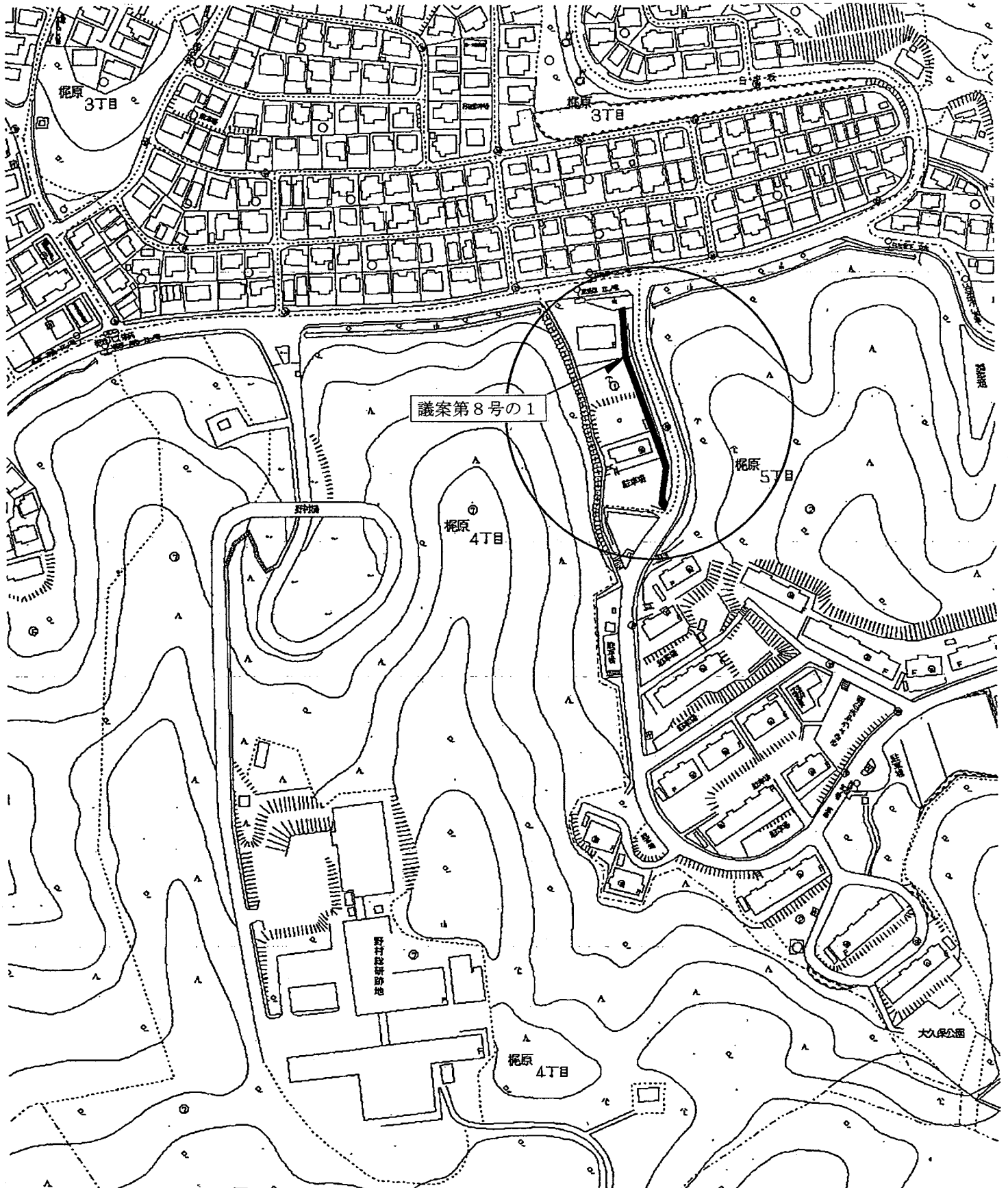
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	梶 原 五 丁 目	1516番	梶 原 五 丁 目	1494番35	2.00～ 3.61	118.48	250.11	1
2	小 袋 谷 一 丁 目	147番13	小 袋 谷 一 丁 目	168番3	1.80～ 1.95	18.04	32.88	2

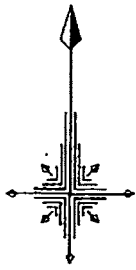


凡例 廃止箇所

案内図

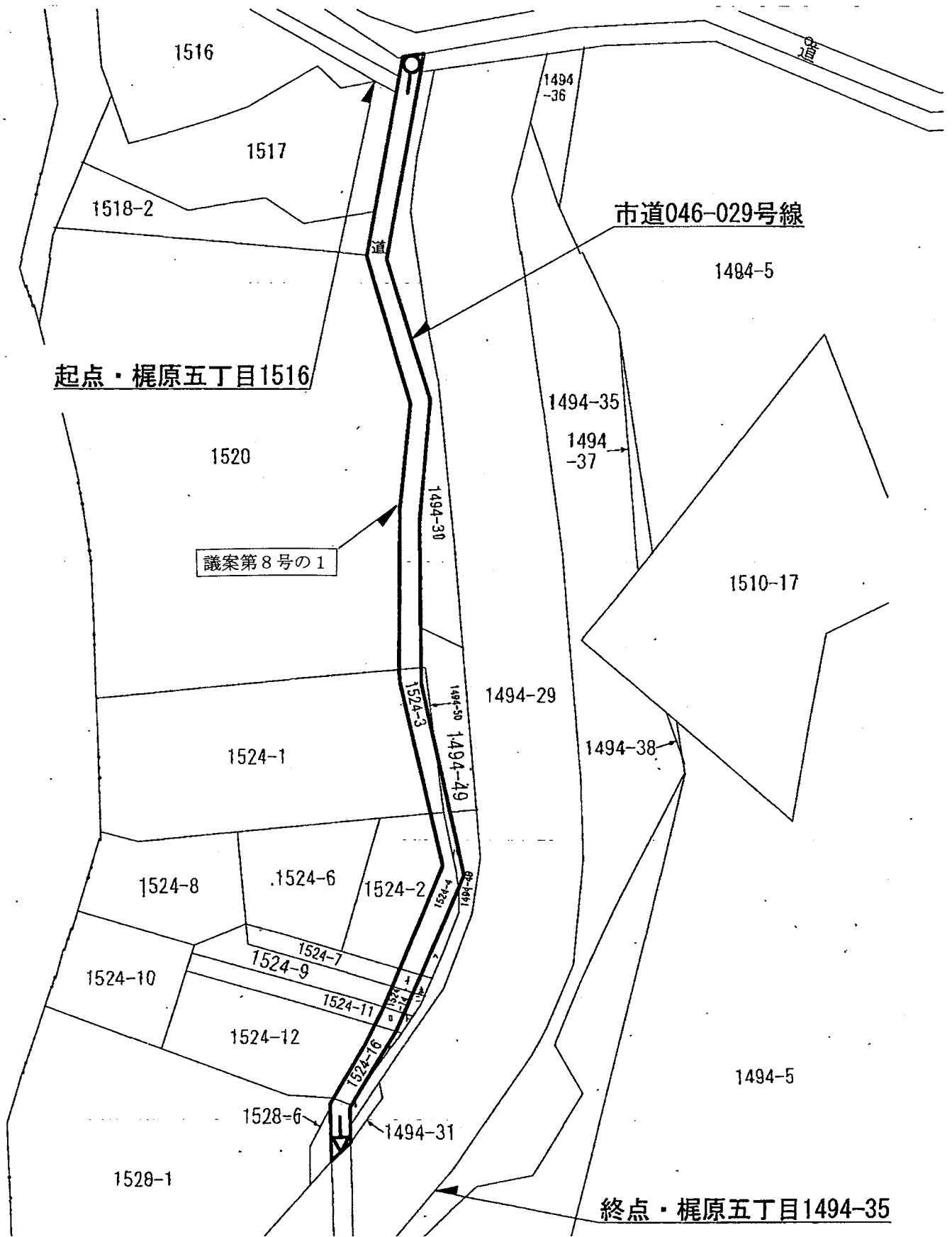
図面番号 1

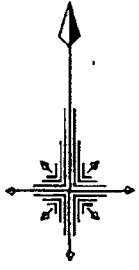




公図写

図面番号 1

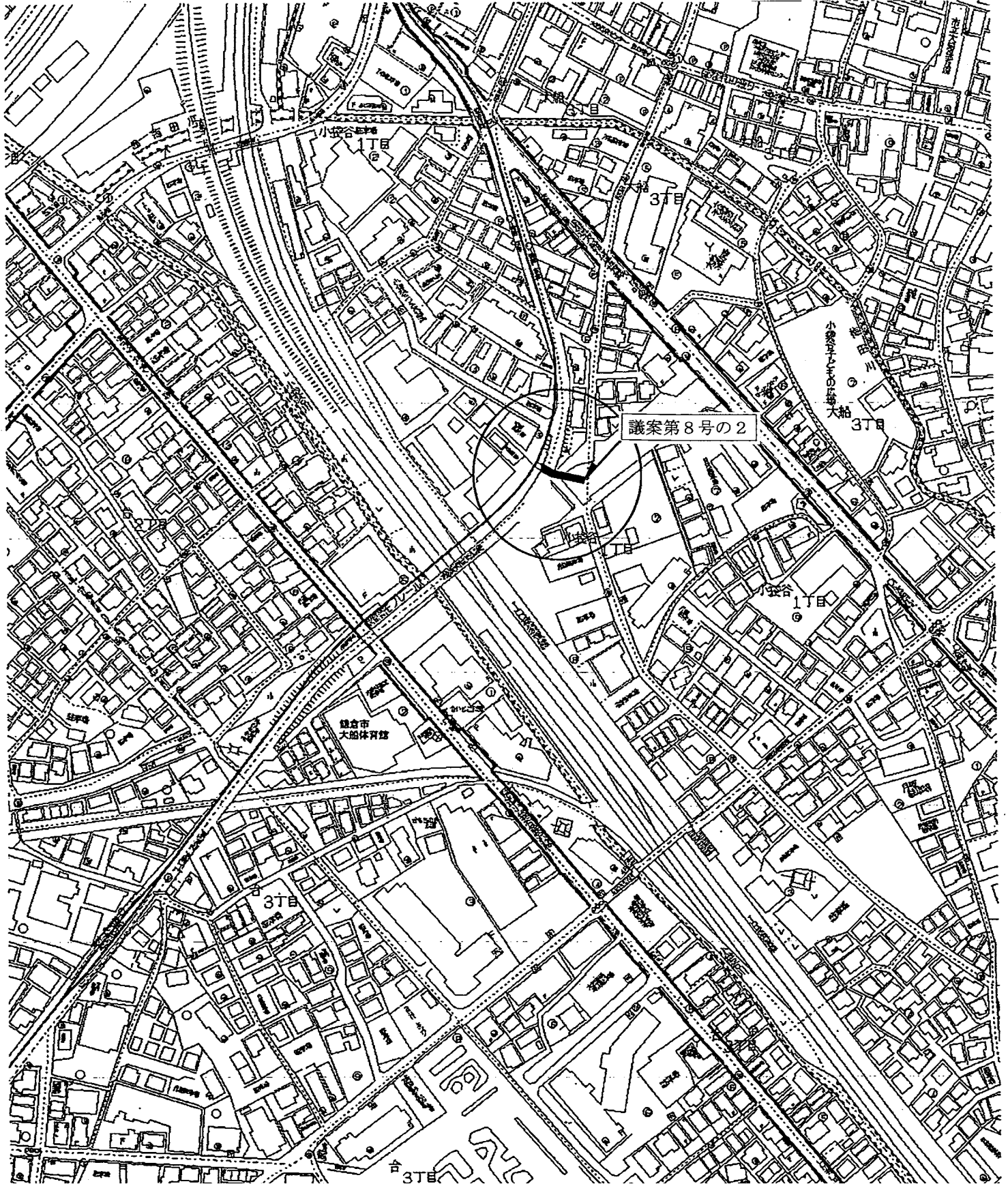


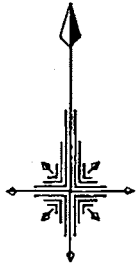


凡例  廃止箇所

案内図

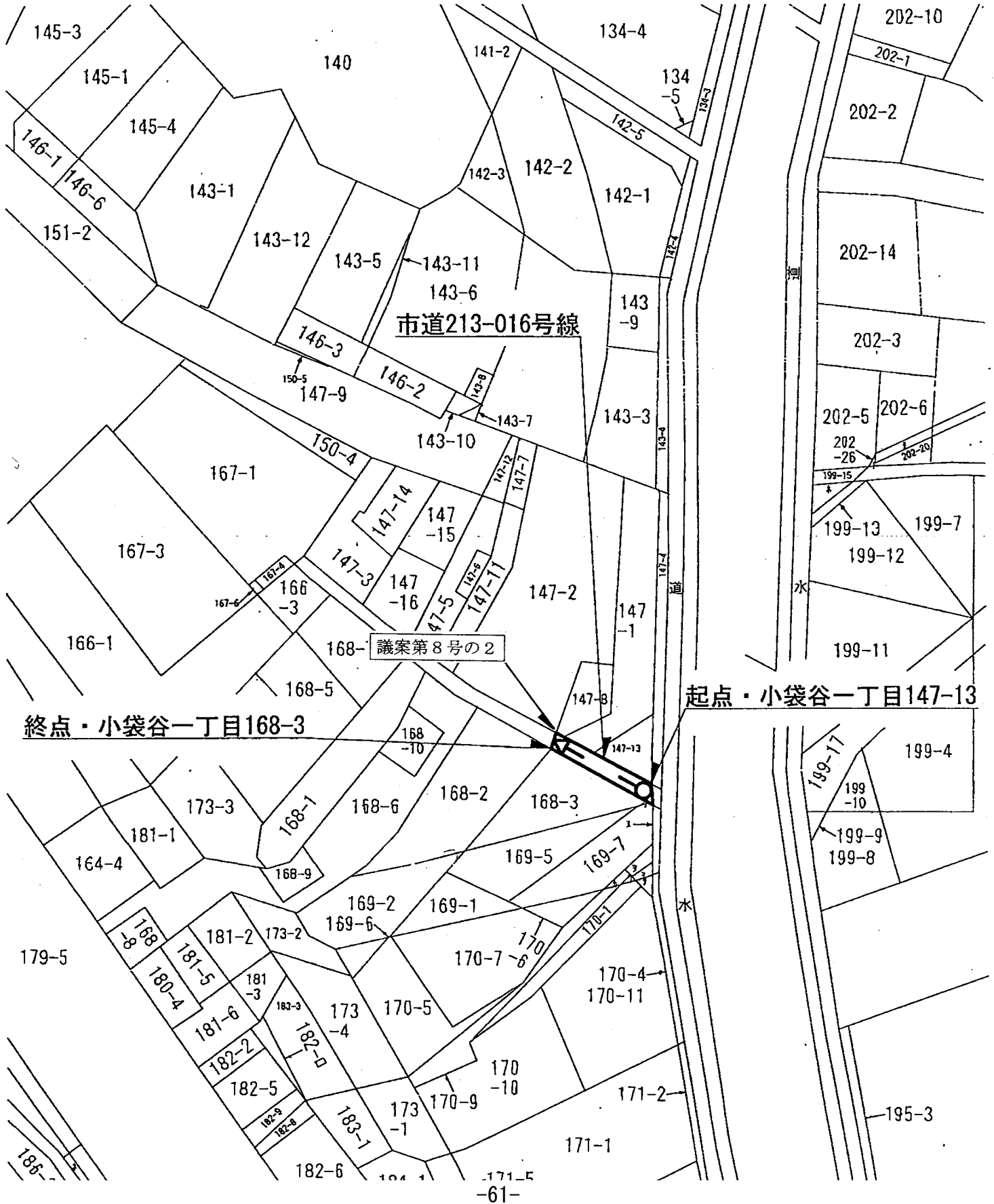
図面番号 2





公図写

図面番号 2



議案第 9 号

市道路線の認定について

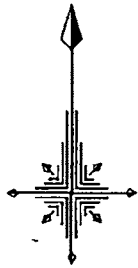
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松尾 崇

認定市道路線

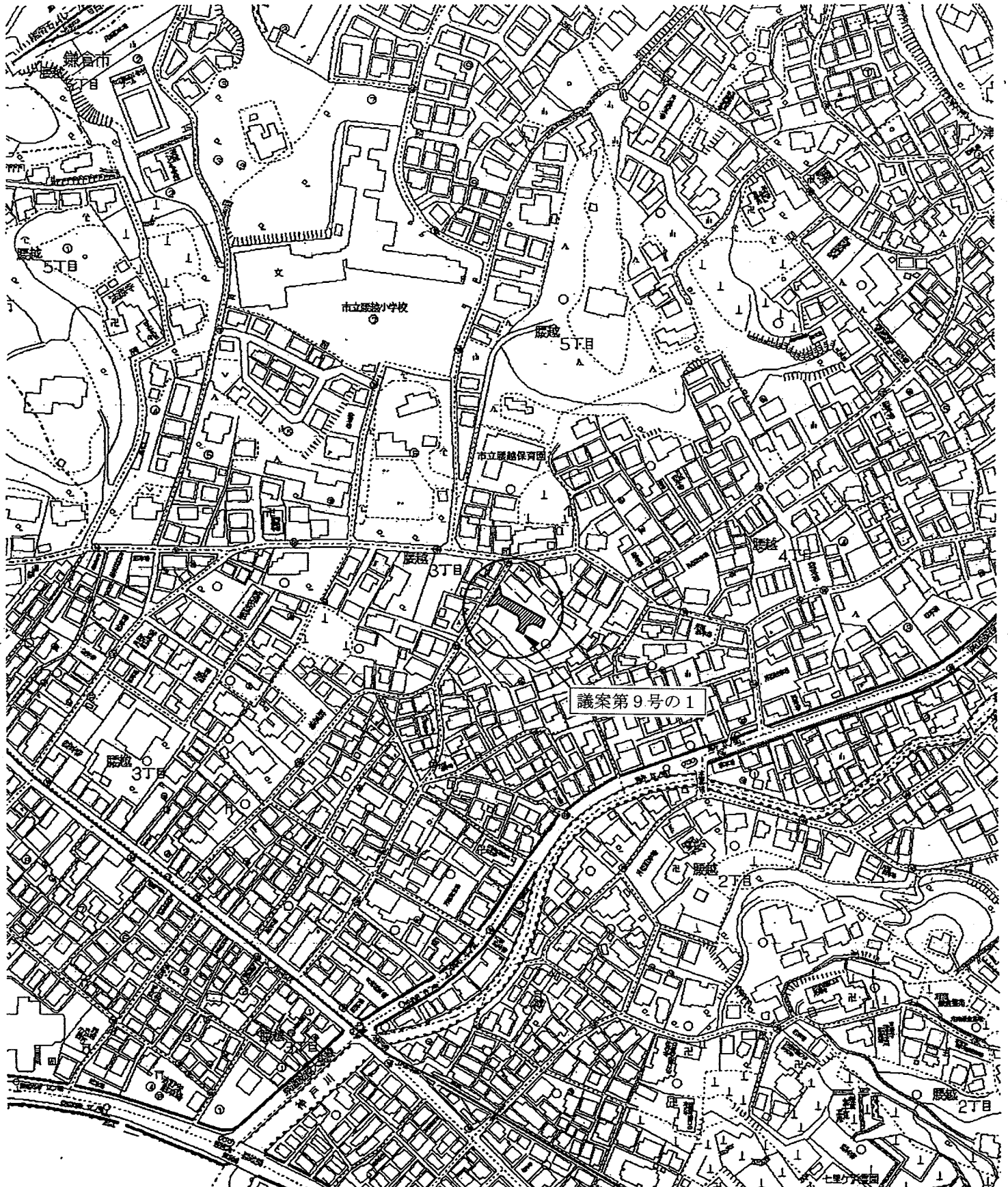
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	腰 越 三 丁 目	263番39	腰 越 三 丁 目	263番36	4.50～ 9.07	35.41	196.81	1
2	笛 田 五 丁 目	1936番11	笛 田 五 丁 目	1936番1	4.50～ 8.00	34.17	191.89	2
3	梶 原 字 外 耕 地	80番4	梶 原 字 外 耕 地	81番7	4.50～ 7.55	39.63	211.77	3
4	小 袋 谷 一 丁 目	168番6	小 袋 谷 一 丁 目	169番1	6.50～ 13.80	78.47	531.84	4

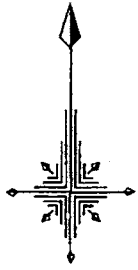


凡例  認定箇所

案内図

図面番号 1





公図写

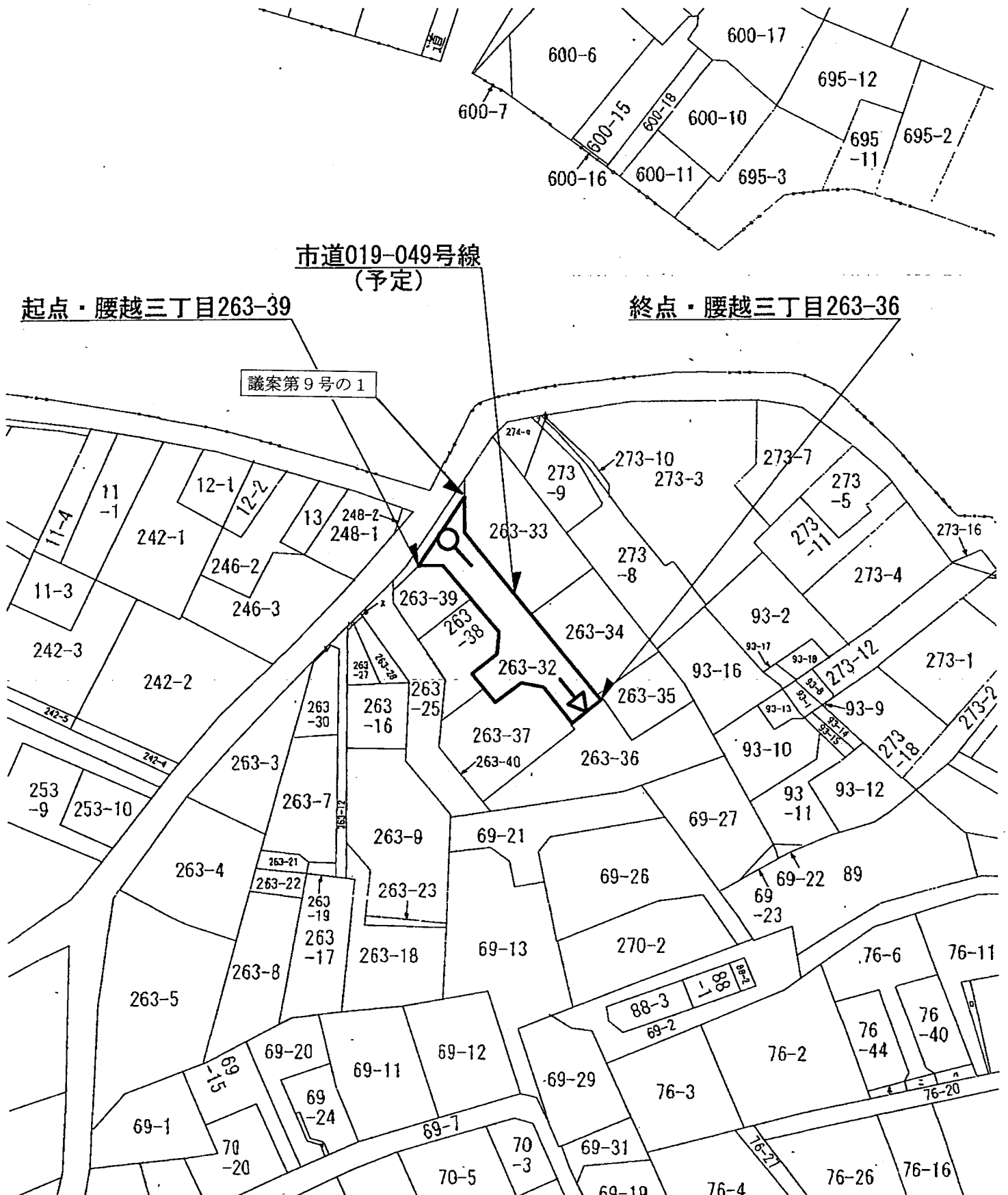
図面番号 1

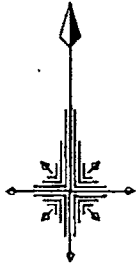
市道019-049号線
(予定)

起点・腰越三丁目263-39

終点・腰越三丁目263-36

議案第9号の1

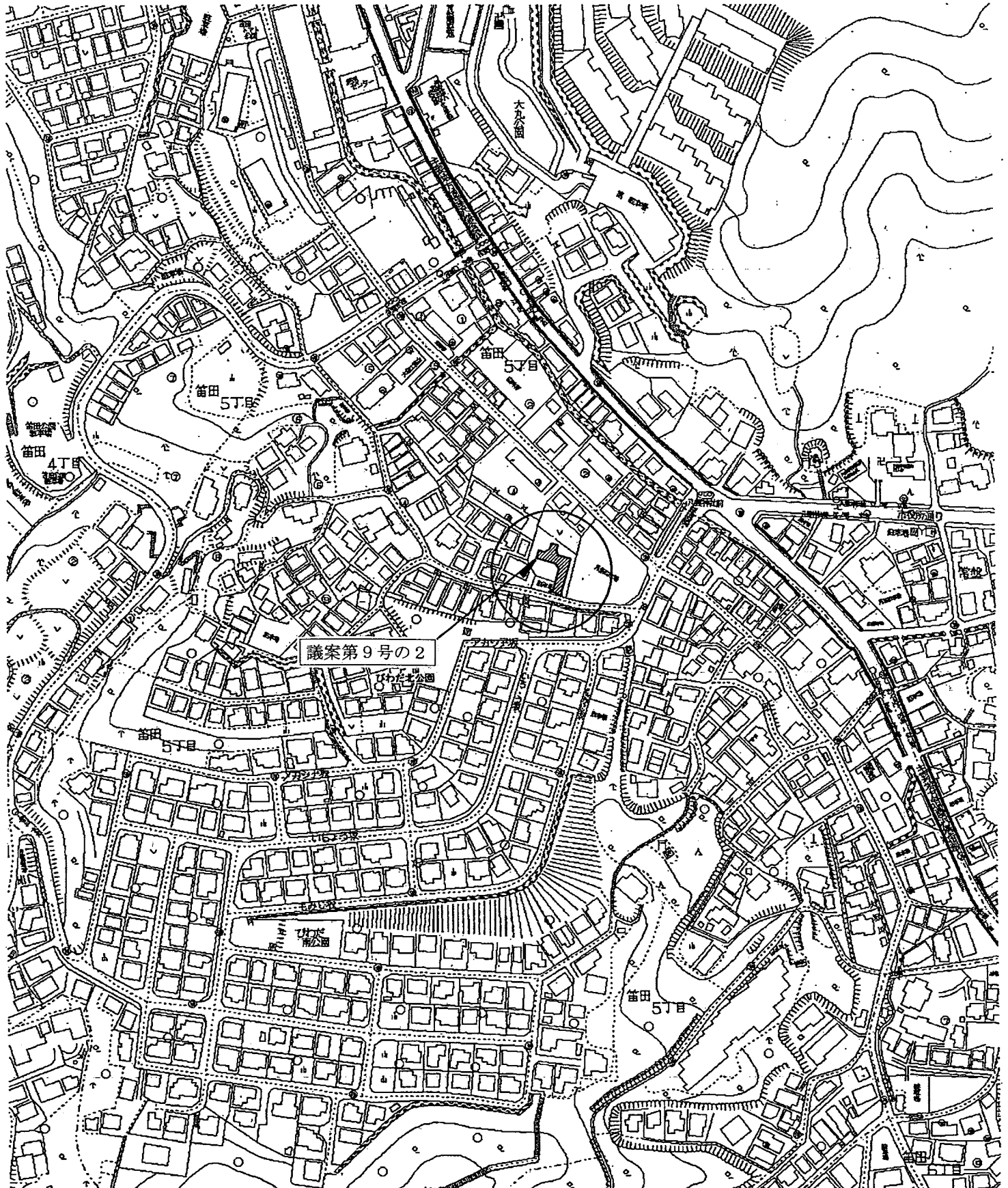


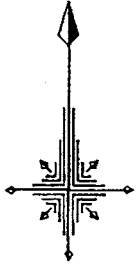


凡例  認定箇所

案内図

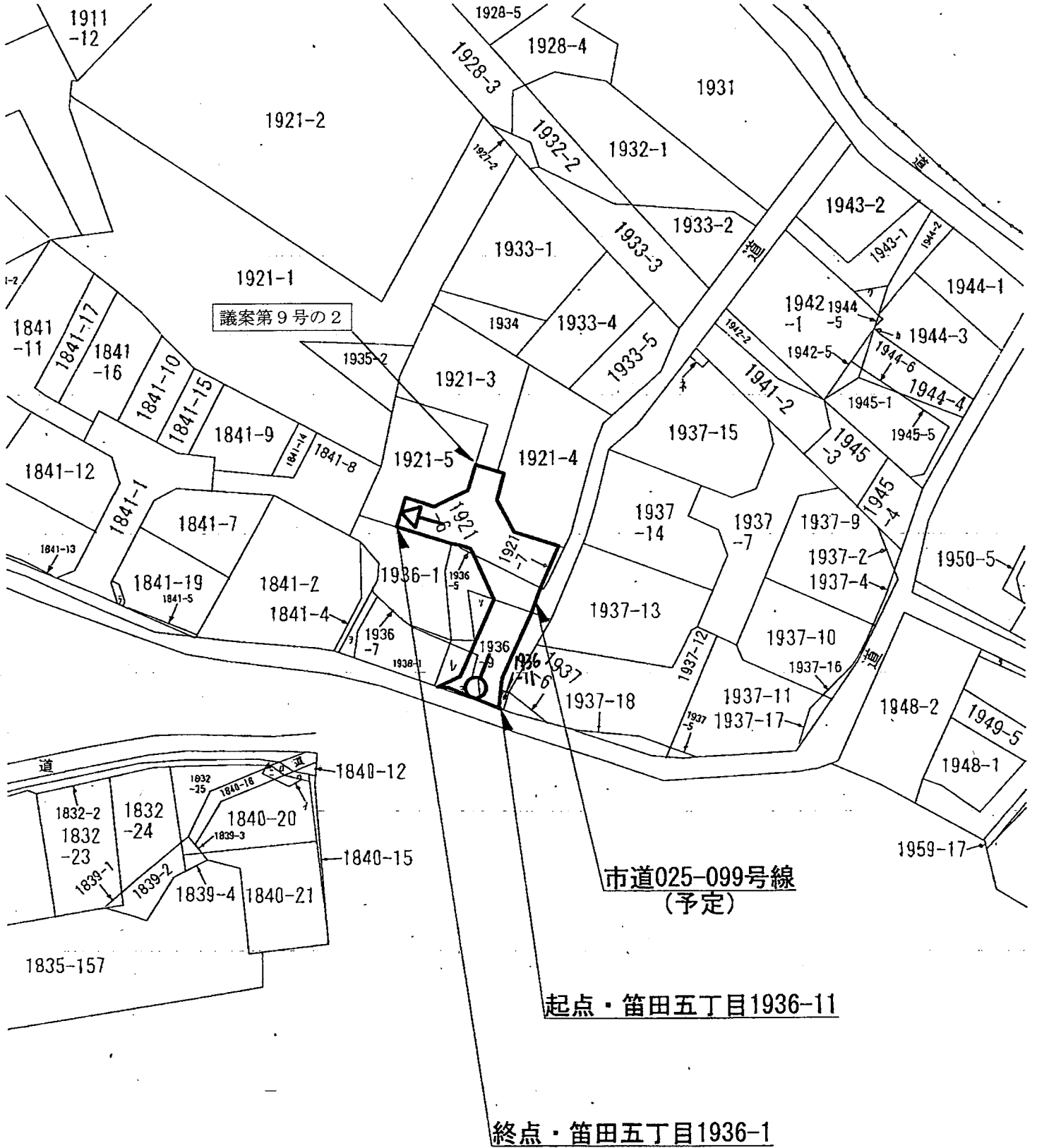
図面番号 2

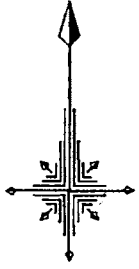




公図写

図面番号 2

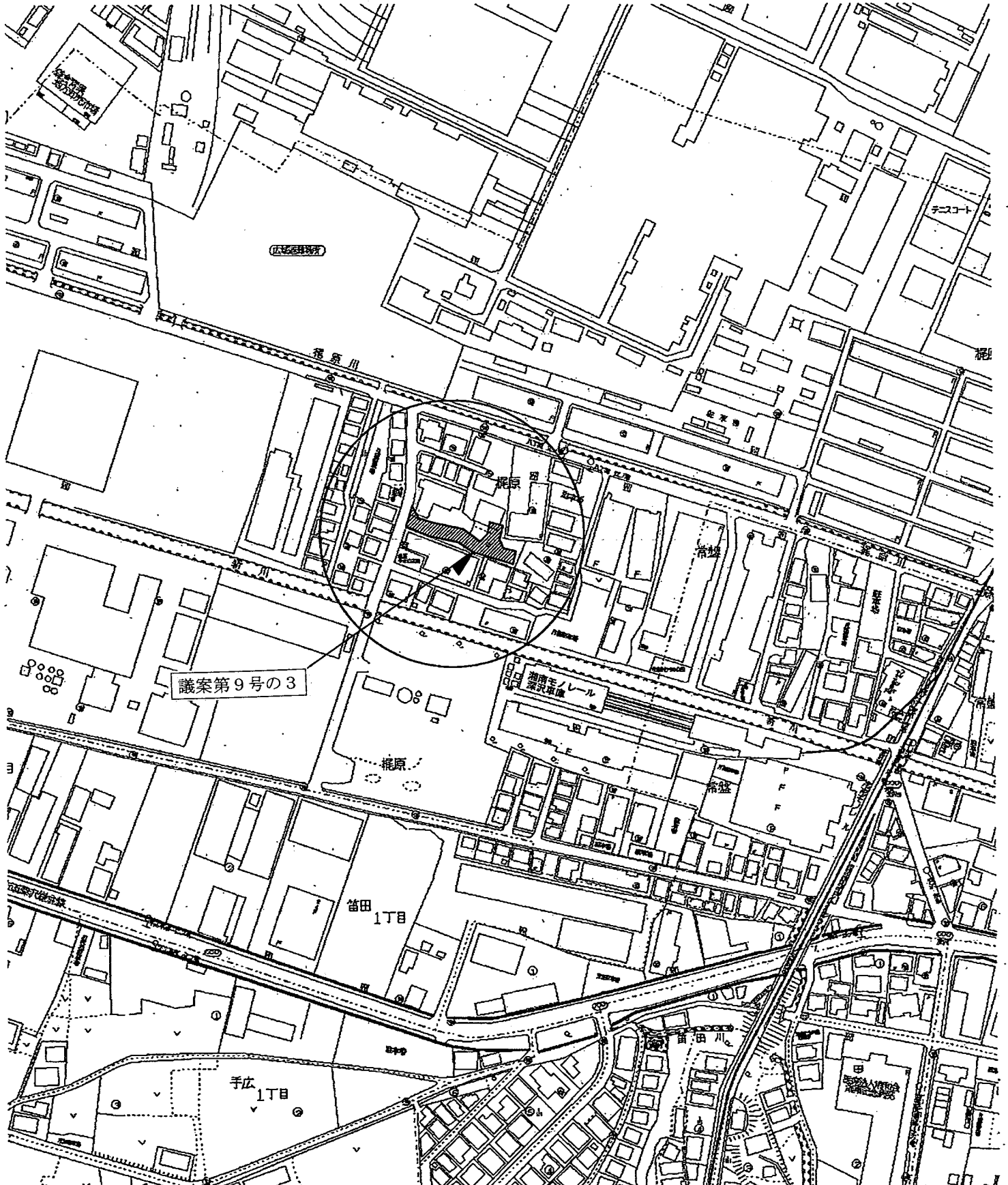


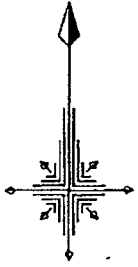


凡例  認定箇所

案内図

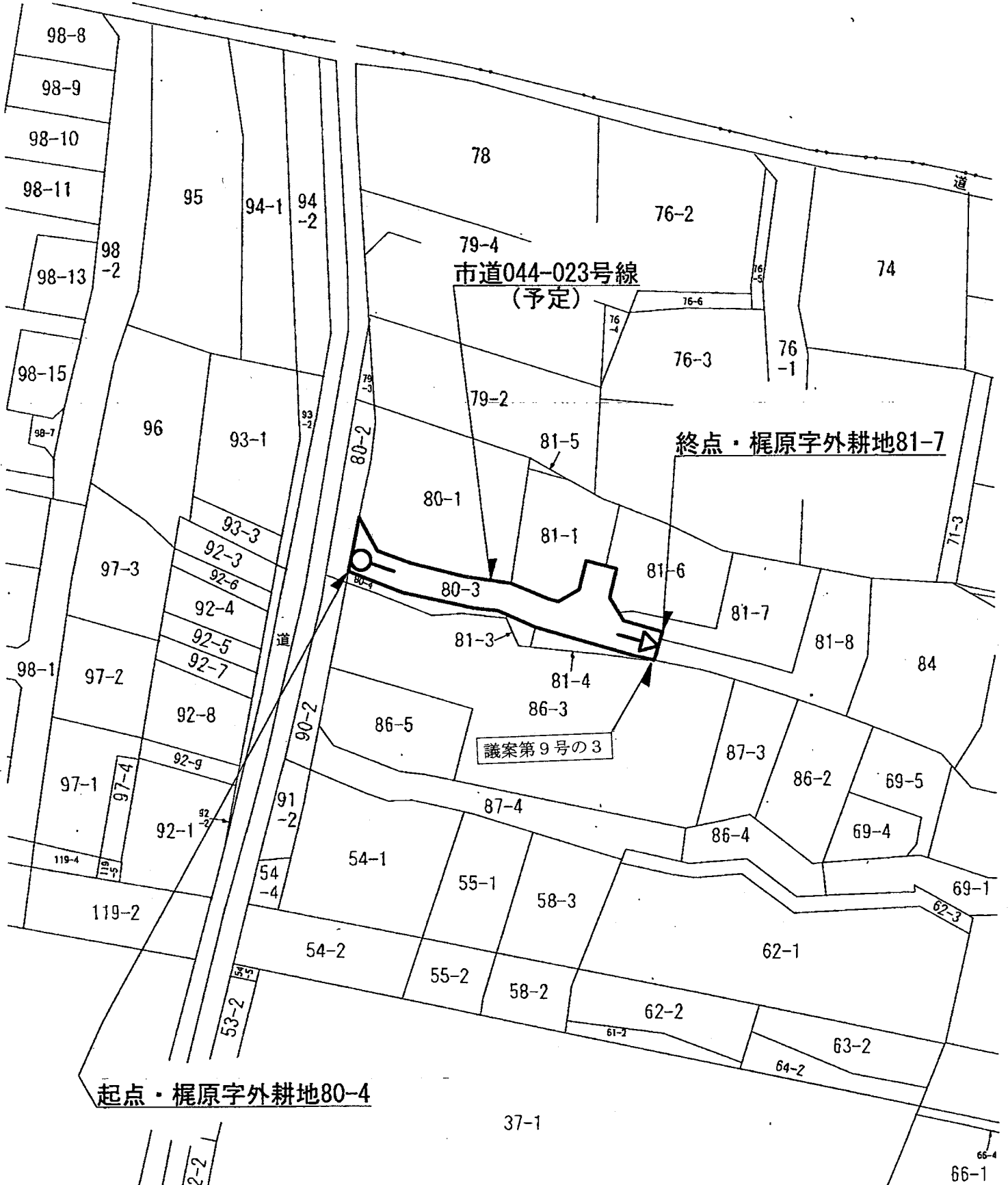
図面番号 3

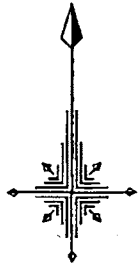




公図写

図面番号 3

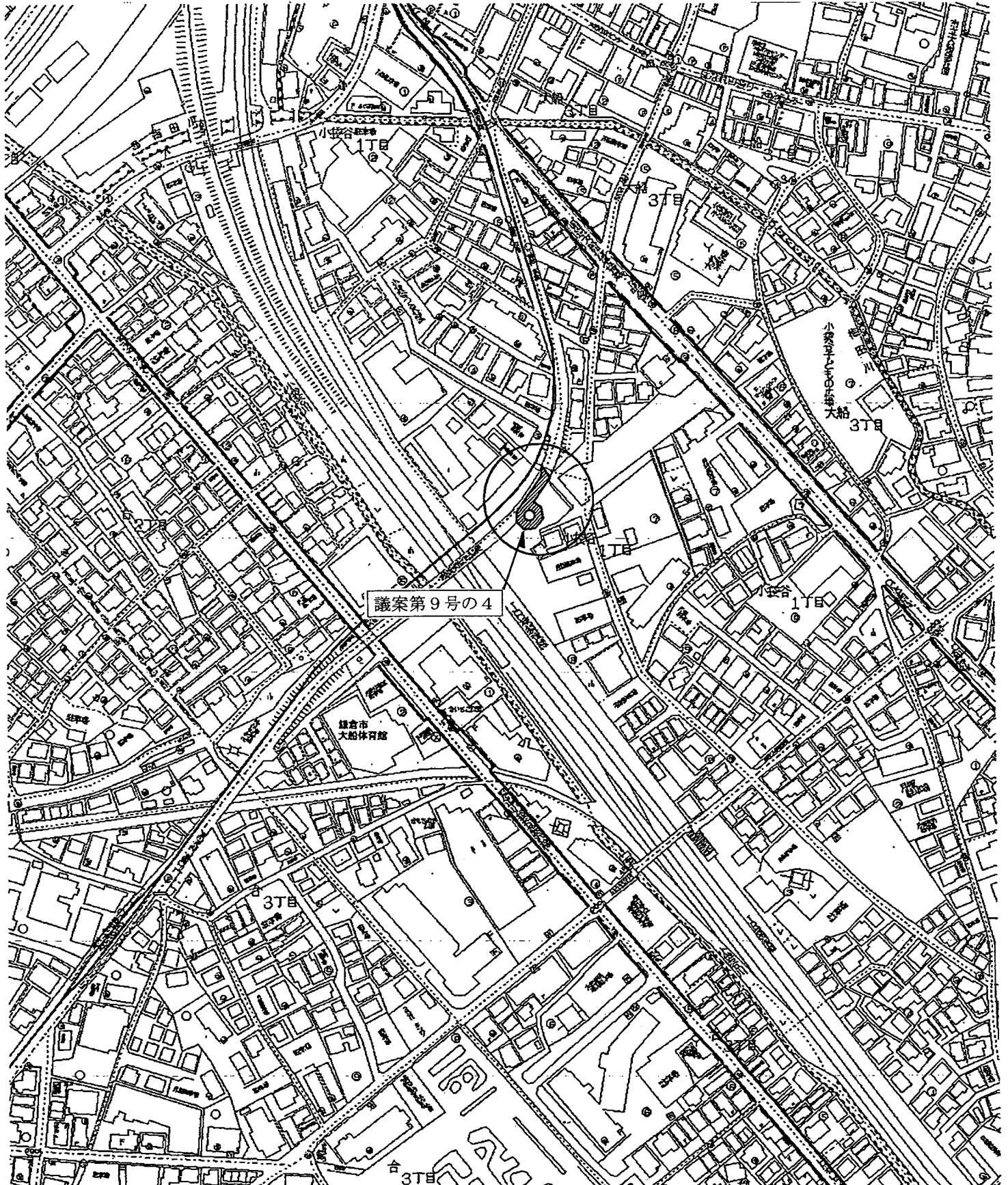


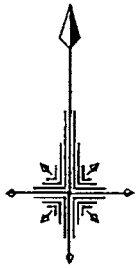


凡例  認定箇所

案内図

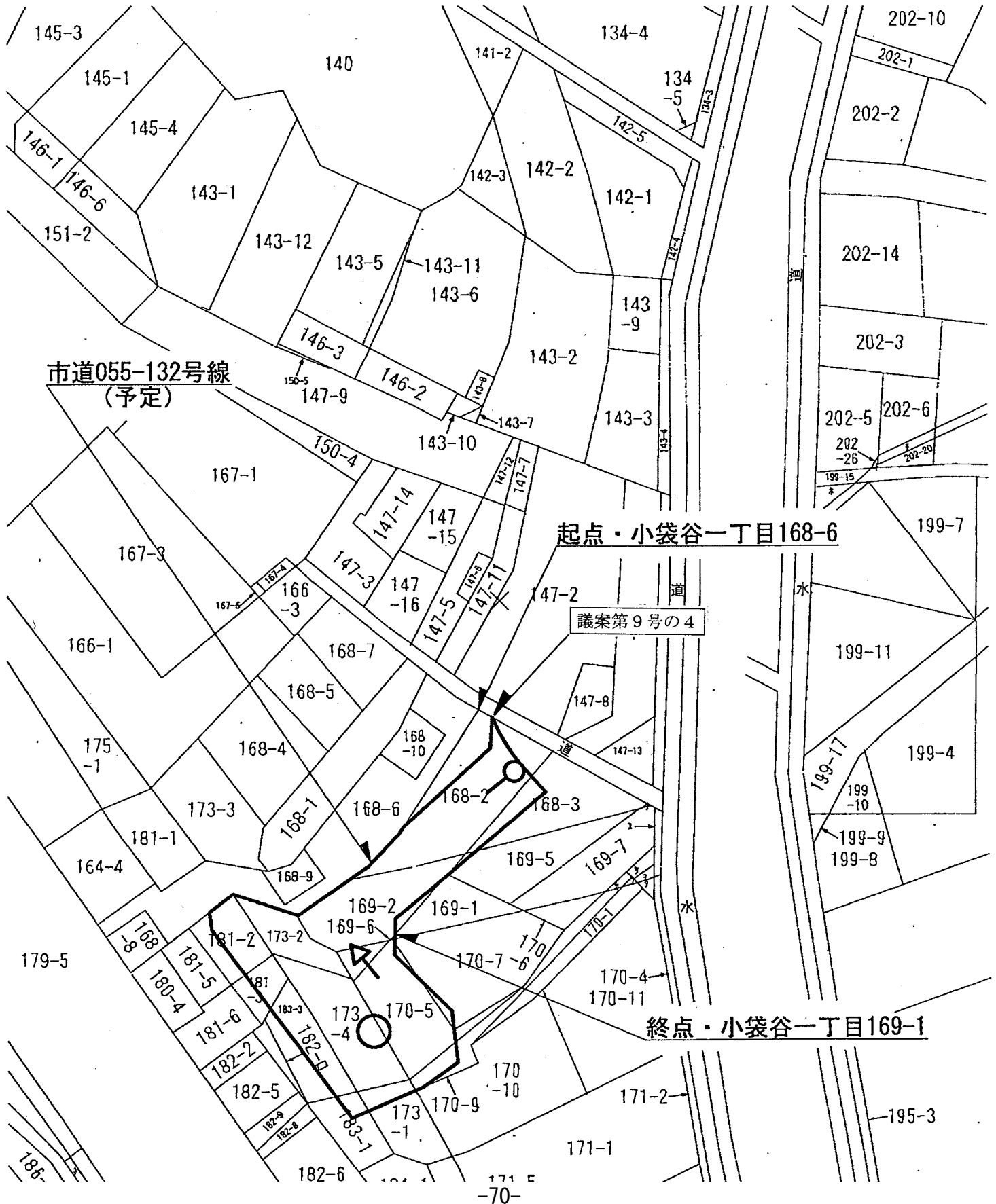
図面番号 4





公図写

図面番号 4



議案第 10 号

工事請負契約の締結について

本市は、(仮称)由比ガ浜こどもセンター建設工事について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 工 事 名 称 (仮称)由比ガ浜こどもセンター建設工事
- 2 工事施行位置 鎌倉市由比ガ浜三丁目194番1、262番1
- 3 契 約 金 額 777,492,000円
- 4 請 負 契 約 者 藤沢市大庭5404番地の7 湘南エスパス
アイグステック株式会社
代表取締役 塩 谷 政 志

「参 考」

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	(仮称) 由比ガ浜こどもセンター建設工事										
工 事 場 所	鎌倉市由比ガ浜三丁目194番1、262番1										
請 負 代 金 額	¥	7	7	7	4	9	2	0	0	0	
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	5	7	5	9	2	0	0	0	
解体工事に 要する費用等	別紙1、別紙2及び別紙3のとおり										
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による(役務的履行保証)										
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間										
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。										
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者(共同企業体の場合はその構成員を含む。)が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>											

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「アイグステック株式会社」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 28 年 3 月 30 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市長 松 尾 崇 (印)

受注者 藤沢市大庭5404番地の7 湘南エスパス
 アイグステック株式会社
 代表取締役 塩 谷 政 志 (印)

解体工事に要する費用等

(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (擁 壁)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

なし

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙3のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

15,000 円 (税込)

(受注者の見積金額)

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合)

1 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (擁 壁)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3,878,604 円 (税込)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙3のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額)

1,521,396 円 (税込)

別紙3

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	協同組合藤沢市建設資源 リサイクルセンター	藤沢市土棚1番地の1
コンクリート塊	光州産業	横浜市神奈川区恵比須町5-12
アスファルト・コンクリート塊	協同組合藤沢市建設資源 リサイクルセンター	藤沢市土棚1番地の1
アスファルト・コンクリート塊	光州産業	横浜市神奈川区恵比須町5-12
建設発生木材	光州産業	横浜市神奈川区恵比須町5-12
建設発生木材	株式会社田中工務店	綾瀬市吉岡東2-4-7
建設発生木材	株式会社グリーントーカーズ	綾瀬市小園771-9

- ※ 受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）
- ※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について記載する。

議案第 11 号

工事請負契約の締結について

本市は、(仮称)由比ガ浜こどもセンター建設工事(機械設備)について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 工 事 名 称 (仮称)由比ガ浜こどもセンター建設工事
(機械設備)
- 2 工事施行位置 鎌倉市由比ガ浜三丁目194番1、262番1
- 3 契 約 金 額 166,644,000円
- 4 請 負 契 約 者 横浜市泉区中田西一丁目21番5号
株式会社ニッセツ
代表取締役 宮 下 曜 誠

「参 考」

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	(仮称) 由比ガ浜こどもセンター建設工事 (機械設備)										
工 事 場 所	鎌倉市由比ガ浜三丁目194番1、262番1										
請 負 代 金 額	¥	1	6	6	6	4	4	0	0	0	
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	1	2	3	4	4	0	0	0	
解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	別紙1及び別紙2のとおり										
契 約 の 履 行 保 証	鎌倉市工事請負契約約款第4条による (金銭的履行保証)										
か し 担 保 期 間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間 .										
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。										
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者 (共同企業体の場合はその構成員を含む。) が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>											

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社ニッセツ」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 28 年 4 月 27 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市長 松 尾 崇 Ⓜ

受注者 横浜市泉区中田西1-21-5
 株式会社ニッセツ
 代表取締役 宮 下 曜 誠 Ⓜ

解体工事に要する費用等

(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (アスファルト舗装)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

なし

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙2のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

4,320 円 (税込)

(受注者の見積金額)

別紙2

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト・コンクリート塊	前田道路(株)横浜合材工場	横浜市栄区上郷町1555

※ 受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について記載する。

議案第 12 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成28年2月定例会議案第71号をもって議決された腰越地域老人福祉センター新築工事について、次のとおり変更するものとする。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

(1) 当初の契約金額	235,440,000円
(2) 変更による増額分	610,210円
(3) 変更後の契約金額	236,050,210円

「参 考」

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書

工 事 名 称	腰越地域老人福祉センター新築工事										
工 事 場 所	鎌倉市津西一丁目883番1の一部外										
請 負 代 金 額	■増額				¥	6	1	0	2	1	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額				¥	4	5	2	0	0
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。										
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。											

平成28年3月2日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成 28 年 5 月 9 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇 ㊟

受注者 秦野市松原町2-5
株式会社関野建設
代表取締役 関野 義一 ㊟

「参 考」
 (原契約書)

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	腰越地域老人福祉センター新築工事											
工 事 場 所	鎌倉市津西一丁目883番1の一部外											
請 負 代 金 額	¥	2	3	5	4	4	0	0	0	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	1	7	4	4	0	0	0	0	0	0
解体工事に 要する費用等	別紙1及び別紙2のとおり											
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第4条による(金銭的履行保証)											
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間											
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする											
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者(共同企業体の場合はその構成員を含む。)が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>												

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社関野建設」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。
 この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 27 年 12 月 11 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市長 松 尾 崇 (印)

受注者 秦野市松原町2-5
 株式会社関野建設
 代表取締役 関 野 義 一 (印)

解体工事に要する費用等

(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等の方法

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	造成等の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

なし

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙2のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

370,000 円 (税込)

(受注者の見積金額)

別紙2

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト・コンクリート	露木建設工業株式会社	厚木市山際1728-432
アスファルト・コンクリート	有限会社森環境開発	秦野市三屋118-1
木材	株式会社田中工務店 神奈川資源リサイクルセンター	綾瀬市吉岡東2-148-7
木材	株式会社駿河サービス工業	松田町松田惣領字笹淵2655-1
コンクリート	露木建設工業株式会社	厚木市山際1728-432
コンクリート	有限会社森環境開発	秦野市三屋118-1

※ 受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について記載する。

「参 考」

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 1889 号
平成 28 年 3 月 3 日

秦野市松原町 2 - 5
株式会社関野建設
代表取締役 関野 義一 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	腰越地域老人福祉センター新築工事 (仮契約締結日 平成 27 年 12 月 11 日)
議 決 年 月 日	平成 28 年 3 月 2 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 28 年 3 月 2 日
工 期	平成 28 年 3 月 9 日から 平成 29 年 2 月 21 日まで
注 意 事 項	請負代金額 ￥235,440,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市津西一丁目 883 番 1 の一部外
	鎌倉市工事請負契約約款第 40 条における別表 1 及び 別表 2 は、別添のとおりとします。

別表 1 (第40条関係)

支払限度額	
平成27年度	70,632,000 円
平成28年度	164,808,000 円

別表 2 (第40条関係)

出来高予定額	
平成27年度	70,632,000 円
平成28年度	164,808,000 円

議案第 13 号

物件供給契約の締結について

本市は、高規格救急自動車の購入について、一般競争入札の方法により、次のとおり物件供給契約を締結するものとする。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 物 件 名 高規格救急自動車（今泉）
- 2 契 約 数 量 1 台
- 3 契 約 金 額 18,684,000円
- 4 供 給 契 約 者 横浜市神奈川区栄町7番地1
神奈川トヨタ自動車株式会社
直販部部長 渡 辺 浩

「参 考」

物 件 供 給 仮 契 約 書

製 造 物 件	名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額										
	高規格救急自動車 (今泉救急車)	別紙仕様書のとおり	台	1	17,300,000 円	17,300,000 円										
契 約 金 額	<table border="1"><tr><td>¥</td><td>1</td><td>8</td><td>6</td><td>8</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>円</td></tr></table> <p>(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、1,384,000円)</p>						¥	1	8	6	8	4	0	0	0	円
¥	1	8	6	8	4	0	0	0	円							
納 入 期 限	平成 29 年 1 月 19 日															
契 約 保 証 金	契約金額の100分の 円 <input type="checkbox"/> 現 金 <input checked="" type="checkbox"/> 免除 契約規則第5条 <input type="checkbox"/> 有価証券 第3号該当															
納 入 場 所	鎌倉市消防本部 警防救急課															
かし担保責任期間	発注者に引き渡した日から起算して 1 年 間															
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約に切り替わるものとする。この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。																

上記の物件供給について鎌倉市を発注者とし、神奈川トヨタ自動車株式会社を受注者とし、次の条項により、仮契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、発注者の指示に基づき、頭書の物件をその契約金額をもって納期限内に発注者の指定する場所に納入しなければならない。

(契約金額の支払)

第2条 受注者は、次条の規定による検査に合格し、引き渡しを完了したときは、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書で請求をするものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に鎌倉市指定金融機関において支払うものとする。

(検査及び引き渡し)

第3条 受注者は、物件を納入しようとするときは、納品書を発注者に提出して、納入場所その他発注者が指定する場所において発注者の検査を受け、これに合格したときは、物件を発注者に引き渡さなければならない。

2 検査の結果、不合格の物件があるときは、受注者は発注者の指示する期間内に良品との交換、手直しその他必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第4条 受注者の責に帰する理由により、納入期限内に物件を納入することができない場合において、期限後に納入する見込みのあるときは、物件納入後発注者は受注者から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、遅滞日数1日につき契約金額の1000分の2に相当する額とする。

(かし担保責任)

第5条 受注者は、かし担保責任期間中、発注者に対して契約物件の「かし」を補修し、又は他の良品と交換し、若しくはその「かし」によって生じた損害の賠償を行う責を負わなければならない。ただし、その「かし」が天災その他の不可抗力に起因したと発注者が認めたときは、この限りでない。

(契約の変更)

第6条 発注者は、必要と認めたときは、物件の品質、形状若しくは数量の変更又は契約期間の伸縮若しくは契約金額の増減をすることができる。

(権利譲渡の禁止)

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を発注者の承認を得なければ第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(発注者の契約解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 納入期限内に契約履行の見込みがないと認めるとき。
 - (2) 法令の規定により、登録を取り消され、又は営業の停止を命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。
 - (3) 前各号のほか契約者、その代理人又は使用人がこの契約事項及び鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、契約保証金があるときは、契約保証金は発注者の帰属とし、発注者が契約解除により損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者受注者協議して定める。
- 3 発注者は、第1項の規定による場合のほか必要があると認めるときは、受注者と協議の上、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときはその賠償を請求することができる。

(受注者の契約解除権)

第9条 受注者は、第6条の規定により物品の品質、形状又は数量等の変更のため当該契約金額又は契約期間がそれぞれ2分の1以上減じたときは、当該契約の解除を請求することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

(紛争の解決)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義ある事項については、鎌倉市契約規則の定めるところによるもののほか、その都度発注者受注者協議して定めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第11条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月鎌倉市条例第11号。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、同条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
 - (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
 - (3) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
 - (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第4号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第12条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 28 年 5 月 30 日

発注者	住 所	鎌倉市御成町18番10号	
	氏 名	鎌倉市	
		市長	松 尾 崇
			Ⓜ
受注者	住 所	横浜市神奈川区栄町7番地1	
	氏 名	神奈川トヨタ自動車株式会社	
		直販部部长	渡 辺 浩
			Ⓜ

議案第 14 号

指定管理者の指定について

鎌倉市芸術館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉芸術館

2 指定管理者となる団体

東京都港区元赤坂一丁目2番3号

サントリーパブリシティサービスグループ

共同事業体代表者

サントリーパブリシティサービス株式会社

代表取締役社長 平井 弓子

3 指定の期間

平成28年10月1日から平成28年12月31日まで

議案第 15 号

指定管理者の指定について

鎌倉市子ども会館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市梶原子ども会館

2 指定管理者となる団体

東京都中央区築地二丁目7番12号 山京ビル6F

株式会社セリオ

代表取締役 若 濱 久

3 指定の期間

平成28年10月1日から平成31年3月31日まで

議案第 16 号

鎌倉市企業活動拠点整備事業選定委員会条例の
制定について

鎌倉市企業活動拠点整備事業選定委員会条例を次のように定める。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

市内の空き家、空き店舗等を活用した企業活動の拠点整備に対する支援のための補助金の交付対象事業を選定する鎌倉市企業活動拠点整備事業選定委員会を設置し、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市企業活動拠点整備事業選定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、市内の空き家、空き店舗等を活用した企業活動の拠点整備に対する支援のための補助金の交付対象事業を適正かつ公平に選定するため、鎌倉市企業活動拠点整備事業選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公共的団体が推薦する者
- (4) 関係行政機関が推薦する者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 17 号

鎌倉市空家等対策協議会条例の制定について

鎌倉市空家等対策協議会条例を次のように定める。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する調査審議を行う鎌倉市空家等対策協議会を設置し、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市空家等対策協議会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、鎌倉市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者とする。

- (1) 学識経験を有する者、知識経験を有する者又は関係行政機関の職員
- (2) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

鎌倉市予防接種健康被害調査委員会条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成28年 6 月 15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

本委員会において健康被害の防止に関する調査及び検討を行える
よう、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
鎌倉市予防接種健康被害調査委員会条例（平成24年2月条例第32号）の一部
を次のように改正する。

第1条中「処理」の次に「及びその防止」を加える。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 予防接種による健康被害の発生に際し、医学的知見による調査その他必要な事項に関する調査を行うこと。
- (2) 予防接種による健康被害の防止に関する調査及び検討を行うこと。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

鎌倉市健康増進計画推進委員会条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市健康増進計画推進委員会条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成28年 6 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市健康づくり計画の策定に伴い、本条例の題名等を改めるも
のである。

鎌倉市健康増進計画推進委員会条例の一部を改正する条例
鎌倉市健康増進計画推進委員会条例（平成26年10月条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鎌倉市健康づくり計画推進委員会条例

第1条中「健康増進計画の」を「健康づくり計画の」に、「鎌倉市健康増進計画推進委員会」を「鎌倉市健康づくり計画推進委員会」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成28年 6 月15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市職員の任用に関する条例施行規則等の一部改正に伴い、引
用条項を整備するものである。

鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成23年10月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「鎌倉市職員の任用に関する条例施行規則（昭和31年3月規則第2号）別表一般職の部8級の項第1号から第3号まで」を「鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）別表第3の1等級別基準職務表（一般職及び消防職）の表8級の項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例付則第8項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第7条の規定による改正前の公正な職務の執行の確保等に関する条例の一部改正）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年3月条例第47号）付則第8項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第7条の規定による改正前の鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例（以下「旧条例」という。）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「鎌倉市職員の任用に関する条例施行規則（昭和31年3月規則第2号）別表一般職の部8級の項第1号から第3号まで」を「鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）別表第3の1等級別基準職務表（一般職及び消防職）の表8級の項」に改める。

（適用）

3 前項の規定による改正後の旧条例第5条第1項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

議案第 21 号

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 6 月 15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に準じて、本条例に基づ
く傷病補償年金等と他の法令に基づく障害厚生年金等とが併給され
る場合の調整率を改めるものである。

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第20項の表傷病補償年金の部障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項及び付則第21項の表障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の付則第20項及び第21項の規定は、この条例の適用の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議案第 22 号

鎌倉市老人福祉センター条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

腰越地域老人福祉センターの設置に伴い、名称及び位置を定めるものである。

鎌倉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
鎌倉市老人福祉センター条例（昭和47年3月条例第22号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条の表中

名越やすらぎセンター	鎌倉市材木座二丁目15番3号	を に改め、
名越やすらぎセンター 腰越地域老人福祉センター	鎌倉市材木座二丁目15番3号 鎌倉市津西一丁目7番7号	

同表玉縄すこやかセンターの項中「鎌倉市玉縄五丁目9番地の1」を「鎌倉市玉縄五丁目9番地1」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の表玉縄すこやかセンターの項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 6 月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年
厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員となる
ことができる者に義務教育学校の教諭の資格を有する者を加えるも
のである。

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年10月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

平成28年度鎌倉市一般会計
補正予算（第2号）

平成28年度鎌倉市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,860,090千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	7,767,438	43,577	7,811,015
	10 国庫補助金	2,161,201	43,577	2,204,778
70	寄附金	209,946	10,000	219,946
	5 寄附金	209,946	10,000	219,946
75	繰入金	2,611,393	190,753	2,802,146
	5 基金繰入金	2,609,393	190,753	2,800,146
85	諸収入	2,131,365	17,500	2,148,865
	25 雑入	514,234	17,500	531,734
90	市債	3,381,800	213,600	3,595,400
	5 市債	3,381,800	213,600	3,595,400
	歳入合計	61,384,660	475,430	61,860,090

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	6,617,110	340,749	6,957,859
	5 総務管理費	5,197,968	296,813	5,494,781
	15 戸籍住民基本台帳費	465,680	43,936	509,616
15	民生費	24,974,335	3,132	24,977,467
	10 児童福祉費	9,953,203	3,132	9,956,335
45	土木費	8,195,951	129,676	8,325,627
	20 都市計画費	5,602,574	129,676	5,732,250
55	教育費	6,482,003	1,873	6,483,876
	5 教育総務費	1,326,949	1,873	1,328,822
	歳 出 合 計	61,384,660	475,430	61,860,090

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
鎌倉芸術館 設備改修事業費	平成29年度まで	千円 1,120,068
梶原子ども会館 管理運営事業費	平成29年度から 平成30年度まで	17,728

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設整備事業費	千円 0	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 213,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合計	3,381,800				3,595,400			

議案第 25 号

平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第2号）

平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ593,746千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,179,306千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
25	繰入金	3,003,060	100,346	3,103,406
	5 他会計繰入金	3,003,060	100,346	3,103,406
40	市債	2,213,100	493,400	2,706,500
	5 市債	2,213,100	493,400	2,706,500
	歳 入 合 計	8,585,560	593,746	9,179,306

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	2,527,181	24,246	2,551,427
	5 下水道総務費	2,527,181	24,246	2,551,427
10	事業費	1,758,289	569,500	2,327,789
	5 下水道整備費	1,758,289	569,500	2,327,789
	歳 出 合 計	8,585,560	593,746	9,179,306

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 2,213,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 2,706,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 26 号

平成28年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）

平成28年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,833千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,607,833千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
20	国庫支出金	3,530,238	3,000	3,533,238
	10 国庫補助金	0	3,000	3,000
45	繰越金	20,000	833	20,833
	5 繰越金	20,000	833	20,833
	歳 入 合 計	22,604,000	3,833	22,607,833

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	242,316	3,833	246,149
	5 総務管理費	151,303	3,833	155,136
	歳 出 合 計	22,604,000	3,833	22,607,833



報告第 1 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成27年12月4日、藤沢市辻堂神台二丁目2番3号敷地内で発生した、市民活動部観光商工課担当所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。
よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 118,529円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 処分の日 | 平成28年5月10日 |

報告第 2 号

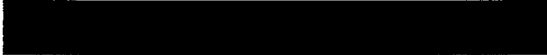

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成27年12月17日、鎌倉市大船三丁目6番2号先路上で発生した、
消防本部予防課所属の消防自動車による交通事故に係る損害賠償の
額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 109,428円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成28年5月10日 |

報告第 3 号



交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成27年12月28日、鎌倉市極楽寺一丁目4番12号先路上で発生した、鎌倉消防署警備課所属の消防自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 610,546円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成28年5月10日 |

報告第 4 号



交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成28年1月19日、藤沢市辻堂神台二丁目2番3号敷地内で発生した、文化財部文化財課所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。


よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 42,736円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成28年5月10日 |




交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成28年2月3日、で発生した、文化財部文化財課所属の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 8,775円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 

 |
| 3 処分の日 | 平成28年5月10日 |

報告第 6 号



道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成28年3月26日、鎌倉市上町屋741番1先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 96,618円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成28年5月18日 |

継続費の通次繰越しについて

平成27年度一般会計予算中、分庁舎及び旧教育センター解体事業、腰越地域老人福祉センター整備事業、北鎌倉隧道安全対策事業、岡本二丁目階段復旧事業（市道053-101号線）、鎌倉消防署腰越出張所改築事業、大船中学校改築事業及び中学校給食受入室改修事業の継続費の支払残額を平成28年度に通次繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

平成28年 6 月15日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成27年度鎌倉市継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の総額	平成27年度継続費予算現額		支出及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				
				予算計上額	前年度繰越額				繰越金	国(県)支出金	特定地方債	財源	
10	総務費	05 総務管理費 分庁舎及び旧教育センター解体事業	69,502,000	24,558,000	41,028,000	54,133,020	11,452,980	11,452,980	0	0	0	0	0
15	民生費	05 社会福祉費 腰越地域域老人福祉センター整備事業	428,307,000	128,492,000	0	108,424,000	20,068,000	20,068,000	0	0	16,000,000	0	0
45	土木費	10 道路 橋りょう費	93,500,000	52,200,000	0	18,900,000	33,300,000	33,300,000	0	0	0	0	0
45	土木費	10 道路 橋りょう費	30,001,000	12,001,000	0	10,245,312	1,755,688	1,755,688	0	0	0	0	0
50	消防費	05 消防費 鎌倉消防署腰越出張所改築事業	379,784,000	181,716,000	0	50,000,000	131,716,000	131,716,000	0	0	98,800,000	0	0
55	教育費	15 中学校費 大船中学校改築事業	4,442,956,000	3,753,246,000	174,715,000	1,873,006,470	2,054,954,530	2,054,954,530	466,033,530	361,021,000	1,227,900,000	0	0
55	教育費	15 中学校費 中学校給食受入室改修事業	124,038,000	49,615,000	0	15,292,800	34,322,200	34,322,200	34,322,200	0	0	0	0
		計	6,777,171,000	4,201,828,000	215,743,000	2,130,001,602	2,287,569,398	2,287,569,398	583,848,398	361,021,000	1,342,700,000	0	0

繰越明許費について

平成27年度一般会計予算中、旧図書館耐震・補強設計等委託事業、鎌倉市版観光DMO設立準備事業、避難対策推進事業、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、選挙人名簿システム改修事業、（仮称）由比ガ浜こどもセンター建設予定地埋蔵文化財調査事業、岡本二丁目用地施設整備基本計画等策定業務委託事業、名越クリーンセンタートラックスケール復元事業、名越クリーンセンター持ち込みごみ受入れ施設復元事業、名越クリーンセンター場内整備事業、今泉クリーンセンター焼却設備解体事業、企業活動拠点整備事業、三浦半島魅力最大化プロジェクト推進事業、鶴岡八幡宮裏公衆トイレ改修事業、交通安全対策施設事業（市道055-000号線）、道路維持修繕事業（市道005-000号線）、道路維持修繕事業（市道025-068号線）、北鎌倉隧道安全対策事業、砂押川沿い歩道整備事業、橋りょう維持修繕事業（神戸橋）、景観計画改定事業、御成小学校旧講堂基本計画策定支援業務委託事業、小学校給食棟耐震改修事業、玉縄中学校屋外非常階段改修事業及び（仮称）鎌倉歴史文化交流センター設置事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成27年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の源				内源			一般財源
					既収入特定財源	国(県)支出金	地方債	特定	財源			
									未収入	定	その他	
10	総務費	05 総務管理費	37,163,000	37,163,000	0	0	0	0	0	0	0	37,163,000
10	総務費	05 総務管理費	12,700,000	12,700,000	0	12,700,000	0	0	0	0	0	0
10	総務費	05 総務管理費	3,116,000	2,912,000	0	0	0	0	0	0	0	2,912,000
10	総務費	05 総務管理費	99,071,000	99,071,000	0	18,090,000	0	0	0	0	0	80,981,000
10	総務費	20 選挙費	2,359,000	2,359,000	393,000	0	0	0	0	0	0	1,966,000
15	民生費	10 児童福祉費	118,595,000	88,474,371	0	0	0	0	0	0	0	88,474,371
15	民生費	10 児童福祉費	9,882,000	9,882,000	0	0	0	0	0	0	0	9,882,000
20	衛生費	10 清掃費	18,961,000	18,961,000	0	0	0	0	0	0	0	18,961,000
20	衛生費	10 清掃費	19,970,000	19,970,000	0	0	0	0	0	0	0	19,970,000

平成27年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				源				内	一	財	源					
					の		未		財		定						財	源	所	の	他
					既	入	国(県)	支	地	方	債	所									
					円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
20 衛生費	10 清掃費	名越クリーンセンター場内整備事業	50,782,000	50,782,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,782,000	0				
20 衛生費	10 清掃費	今泉クリーンセンター焼却設備解体事業	303,100,000	248,080,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	248,080,000	0				
35 商工費	05 商工費	企業活動拠点整備事業	30,000,000	30,000,000	0	0	30,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
40 観光費	05 観光費	三浦半島魅力最大化プロジェクト推進事業	16,420,000	16,420,000	0	0	16,420,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
40 観光費	05 観光費	鶴岡八幡宮裏公衆トイレ改修事業	3,024,000	3,024,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,024,000	0				
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全対策施設事業(市道055-000号線)	9,234,000	8,964,000	0	0	3,593,000	0	0	0	0	0	0	0	0	5,371,000	0				
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業(市道005-000号線)	12,960,000	12,960,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,960,000	0				
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業(市道025-068号線)	8,640,000	8,640,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,640,000	0				
45 土木費	10 道路橋りょう費	北鎌倉隧道安全対策事業	28,000,000	28,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28,000,000	0				

平成27年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				源			一 般 財 源	
					未		財		内		所 の 他		一 般 財 源
					収	入	定	源	財	源			
既収入特定財源	国(県)支出金	地方債	その他	収入	特定	繰越	繰越	繰越	繰越	繰越			
45	土木費	10 道路橋りょう費	148,770,000	148,618,800	0	49,188,000	78,000,000	0	0	0	21,430,800	0	
45	土木費	10 道路橋りょう費	50,000,000	50,000,000	0	13,642,000	0	0	0	0	36,358,000	0	
45	土木費	20 都市計画費	3,780,000	3,780,000	0	0	0	0	0	0	3,780,000	0	
55	教育費	10 小学校費	7,668,000	7,668,000	0	0	0	0	0	0	7,668,000	0	
55	教育費	10 小学校費	60,967,000	60,967,000	0	15,973,000	36,600,000	0	0	0	8,394,000	0	
55	教育費	15 中学校費	32,984,000	32,984,000	0	8,974,000	0	0	0	0	24,010,000	0	
55	教育費	20 社会教育費	530,648,000	478,688,000	9,330,000	130,921,000	0	338,437,000	0	0	0	0	
計			1,618,794,000	1,481,068,171	9,723,000	299,501,000	114,600,000	338,437,000	0	0	718,807,171	0	

繰越明許費について

平成27年度下水道事業特別会計予算中、公共下水道（汚水）維持修繕事業（大船西枝線）、公共下水道極楽寺ポンプ場建設事業、公共下水道東部ポンプ場建設事業、公共下水道南部ポンプ場建設事業及び公共下水道山崎下水道終末処理場（汚泥焼却設備）建設事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成27年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(下水道事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				の				源			一 般 財 源	
					既収入特定財源	未収入	地方債	特定	財	定	内		財	源	内		源
											国(県)支出金	地					
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
05 総務費	05 下水道総務費	公共下水道(汚水)維持修繕 事業(大船西枝線)	2,409,000	2,408,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,408,400		
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道極楽寺ポンプ場 建設事業	28,000,000	28,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,400,000		
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道東部ポンプ場 建設事業	33,600,000	33,600,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700,000		
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道南部ポンプ場 建設事業	12,300,000	12,300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	650,000		
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道山崎下水道終末 処理場(汚泥焼却設備)建設事業	13,000,000	13,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	650,000		
	計		89,309,000	89,308,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,808,400		

繰越明許費について

平成27年度大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算中、大船駅東口再開発事業区域内污水管渠整備事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成27年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(大船駅東口市街地再開発事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				の				財			源		内	源	一	般	財	源
					既収入特定財源	未収入	支出金	地方債	特定	定	債	所	の	他	源	源							
																	円						
05 事業費	05 事業費	大船駅東口再開発事業区域内 汚水管渠整備事業	7,722,000	7,722,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,722,000
		計	7,722,000	7,722,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,722,000

事故繰越しについて

平成27年度下水道事業特別会計予算中、公共下水道（雨水）築造事業（梅田川排水区）について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

平成28年6月15日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成27年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(下水道事業特別会計)

款	項	事業名	支出負担 行爲額	左の内の内訳		支出負担 行爲額	支出 予定額	翌 年 繰 越 額	の財源				説 明
				支出済額	支出未済額				既 収 入 源	未 収 入 源	地 方 債	所 得 税	
10 事業費	05 下水道 整備費	公共下水道(雨水)築造 事業(梅田川排水区)	34,333,200	13,700,000	20,633,200	34,333,200	0	20,633,200	0	19,600,000	0	1,033,200	雨水管布設位置の掘削 を行ったところ、不明 管が発見され、その協 議・対応に時間を要し たため。
	計		34,333,200	13,700,000	20,633,200	34,333,200	0	20,633,200	0	19,600,000	0	1,033,200	